



令和3年(2021年)10月22日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市国民健康保険運営協議会
会 長 関 森 初 義



赤字削減・解消計画の見直しについて(答申)

令和3年6月24日付け越国年第375号で市長から諮問のあった「赤字削減・解消計画の見直しについて」、別添のとおり答申します。

答 申

平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険を運営する新たな制度が始まって3年が経過しましたが、本市の国民健康保険は、高齢者や低所得者の割合が高いことによる脆弱な財政基盤、少子高齢化や医療技術の高度化等に伴う一人当たりの医療費の増加などの要因により、一般会計から赤字補填のために多額の法定外繰入を行っており、依然として大変厳しい財政運営が続いています。

今後についても、被保険者の減少が続くことで、総額ベースでは医療費や国民健康保険事業費納付金は減少していくものの、一人当たりベースでは医療費や納付金は増加が続き、後期高齢者の増加や介護需要の増大なども相まって、赤字が続いていくことが見込まれます。

こうした中、令和2年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」において、赤字解消の目標年次が『令和8年度まで』とすることが明示されるとともに、これまで赤字とされていなかった保健事業も解消すべき赤字の対象とされたことから、令和10年度を目途に赤字を解消することとしていた現行の本市「赤字削減・解消計画」を見直す必要が生じました。

このような背景を踏まえ、当協議会は、この度の「赤字削減・解消計画の見直しについて」の諮問に対し、越谷市国民健康保険の財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、慎重に協議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. 赤字削減・解消計画の見直しについて

埼玉県国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定された国民健康保険運営における基本方針であり、その方針で令和8年度までの赤字解消が目標とされたこと、また、赤字補填のために一般会計から法定外繰入を行うことは国民健康保険以外の健康保険に加入する市民にとって二重負担となることから、越谷市が抱える赤字を令和8年度までに解消するよう、赤字削減・解消計画を見直しすることが適当であると考えます。

計画の見直しに当たっては、以下の項目を前提として見直しされることを望みます。

(1) 計画の見直しに当たっては、第一に、保険者の更なる取組みによって赤字額の縮減に努めることが重要である。

①特定健康診査や生活習慣病重症化予防対策事業の実施など、被保険者の健康の保持増進のための「保健事業の推進」

②ジェネリック医薬品の更なる利用促進やレセプト点検の充実強化などの「医療費縮減対策の推進」

③保険税の徴収対策の強化や口座振替の促進などによる「収納率向上対策の推進」

(2) 保険者としては、(1)の①～③についての取組みを行ってきたが、赤字を解消できるほどの十分な効果が見込めないことから、保険税率の引上げはやむを得ないものとする。

(3) 保険税の見直しに当たり、医療分は保険者による医療費縮減対策などの取組みができる一方で、後期高齢者支援金分及び介護保険分は他の制度に起因しており、国民健康保険制度内の取組みだけで赤字を解消させることが出来ないことから、後期高齢者支援金分と介護保険分での歳入不足の解消については、保険税率の改定が適当である。

(4) 埼玉県の実行方針では県内市町村の保険税水準の準統一を令和9年度を目途としており、その準統一に向け、応能応益割合（応能割：各人の負担能力に応じて賦課する所得割、応益割：世帯や被保険者の人数に比例する均等割）を、令和8年度までに、県の標準保険税率の応能応益割合を目標に、段階的に見直しすることが必要である。

(5) 応能応益割合の見直しは、応益割（均等割）の引上げに繋がることから、低所得者や被扶養者の多い世帯に対する負担が比較的重くなるため、そうした世帯への配慮措置を講ずることを検討すること。

(6) 被保険者の負担軽減を図るため、引き続き国・県の公費拡充について、要望を継続して実施していくこと。

2. 令和4年度の保険税率改定及びその後の見直し時期について

(1) 埼玉県の実行方針に示されている令和8年度までの赤字解消を考慮すると、令和4年度に保険税率を改定することが妥当であると考えます。

(2) 令和4年度以降の保険税率の見直し時期については、令和8年度までの赤字解消と被保険者の負担などを総合的に検討した結果、2年ごとに見直しすることで、保険税率の急激な引上げによる激変を緩和することができるものと考えます。

ただし、今後の国民健康保険事業費納付金の推移や社会情勢等を勘案し、見直し時期については弾力的に判断を行うことも必要であると考えます。